

『社会教育』一九六一年十二月（全日本社会教育連合会）

勤労青年教育制度の問題史的考察

国立教育研究所員 矢口 新

(一)

現在勤労青少年の教育問題が、各方面で次第に大きくクローズ・アップされて来ている。わが国の教育の歴史で、この問題が大きく浮びあがったのはこれが三度目であるといつてよい。一番はじめにこの問題が脚光をあびたのは、明治二十五、六年頃の井上文相時代、有名な実業補習教育が成立した頃である。第二回の登場は、昭和十年前後を中心とするいわゆる開戦前後の時代で、青年学校の成立の時代である。そうして今、三たび、勤労青年教育の制度が新しく問題となりつつある。三度目の正直というが、今や勤労青少年の教育問題は、過去の二度とはちがって、根本的に新しい構想をもって勤労青年教育体制を打ち出さなければならぬ時期となっている。はじめにその問題史的考察をおこう。

明治二十五、六年、井上文相時代に勤労青少年教育が打ち出されたのは、同じく勤労青年教育といつても、その社会的な意義、教育体制の中の位置づけは現在とは全然ことなると見なくてはならぬ。その時代は、ようやく初等教育の制度が根をおろしかけた時代であつて、義務教育六カ年の制度と実体が確立したのはそれからまだ十五年後の明治四十年である。まだ国民全体としては、四カ年の初等教育を受けることが常識となりつつある時代といつてよい。それでも国の教育を推進する文部省としては精一杯の努力で、明治初年以來この方向に最大のエネルギーをかけて来たといつてもよいであらう。そして初等教育の確立ということとは、それに値する仕事でもあつたわけである。そういう時代であるから、中等教育制度などというものはまだ漸く発端にすぎない時代であつ

て、明治十九年森文相の学校令によって、形をととのえたにすぎなかった。いわば中等教育は確立していなかったといふべきである。この中等教育というものの実体もまたはつきりさせておかななくてはならぬ。

われわれが現在考えるものと非常にちがうのである。それはいわば極く少数のエリート教育であつて、むしろこの時代は直接高等教育につながると考えた方がよい、あるいは高等教育と未分化と考えた方がよい。一般国民も今のように、大部分が中等教育を受けるのがあたり前だといふようなセンスではない。初等教育を受けることが当たり前となりつつある時代であつたのである。極く少数の特殊な人々が中等教育に進むのであつて、それは一般国民の関心になつたといつてもよい。封建の世につづく時代の人心としては当然であつたといえよう。

所で一方産業界で、といつてもまだ殆んどが中小企業の形にあつたのであるが、特に軽工業を中心として、新しい技術の導入が次第に必要となつて来ていた。全国各地の企業家たちの集団が様々な補習所をもうけて一般の教育を実施し出している。これがまた二十年代の中頃、次第に活発になつて来た。この動向の上に立つて井上文相は実業教育費国

庫補助の制度を立てて実業教育の整備をはかるのであるが、この状態が勤労青少年教育制度としての実業補習学校を生み出して来ている。井上文相の有名な訓令の中に教育と労働とが画然と区別されていて、実業界が旧習にならずに進歩しない所へ、折角教育をした青少年を送りこんでもいつの間にか旧習にならずむ云々ということが述べられている。このような雰囲気を一掃するものとして、勤労青少年教育が考えられたことは注目しなくてはならぬことである。

しかしこのような勤労青少年教育の理念も必ずしも十分には実現しなかった。これもまた当然といえば当然であり、教育界にも、産業界にも教育と産業を結びつける力はまだ形成されていなかった。実業補習学校の教育はあげてこれを小学校の教師にゆだねたのであって、ここからこの教育がその後伝統的となった初等教育の補習という強い性格を帯びて来る。必ずしも産業の方へ結びついた教育とはならなかった。特に当時まだ農業青少年が圧倒的に多かったが、農業に関しての教育などというものが本格的にとりあげられたわけではない。むしろ今の言葉でいえば一般教養的であった。こうしていわゆる補習教育が成立したのであるが、この形態は昭

和のはじめまで継続した。

この間にわが国の教育は初等教育六年の義務制を完成し、ついで中等教育、高等教育を整備し、大正の中期以後中等教育、高等教育の拡充を行う。こうして初等教育の終了者の約二十五%が中等学校に入り、残りの七五%は六年もしくは、その上の二年の高等小学校において教育を受けるといふ形となる。勤労青少年教育はこの高等小学校の教育をおわったものに対して、考えられるということになる。

高等小学校はいわゆる袋小路といわれたものであって、師範学校の他に多少のつながりはあったが、中等教育としては考えられなかった。補習教育もまた中等教育とは考えられていない。中等教育は、初等教育を終了した者が選抜されて入る教育であって、いわば年齢十二才の所でふるいわけていたのである。こうして勤労青少年教育は、わが国の学校系統の中で、独自のラインのものとなって来た。同じ年齢で、同じ年限を教育されて、どうして同じ中等教育と考えられなかったかということには、様々な社会的条件がある。教育についての考え方にも問題がある。一言にして、中等教育というものが、選ばれたものの教育という基本観念から脱しきれな

ったことであろう。これは日本人の勤労青少年教育についての考え方を、いまだに規定しているのである。

(二)

昭和十年前後に勤労青少年教育は形の上では大きな飛躍をする。十四年には青年学校の義務制が実現する。すべての勤労青少年が満二十才に至るまで働きながら教育を受けなければならぬことになる。これは必ずしも教育界だけから出て来た力でつくられたものではないことは人の知る所である。いわゆる開戦前後であって、軍事的にも、産業的にも日本は飛躍をしなければならなかった。これが当面の責任者たる軍部の力を借りて、勤労青少年教育の拡充の問題となつてあらわれ、実業補習学校と青年訓練所(大正十四年以後設けられていた)との合体、更にその義務制にまで発展したのである。特にこの時期にはいわゆる近代産業の企業体の中に青年学校が多く設けられ、技能者養成所との二枚看板で、一方では産業技術の教育も行っていた。中等学校へ進学しなかった、その他の全青少年がこの義務制の中に包含されて教育を受けたのであるから、壮観とも言えよう。

しかしこれはあくまで青年学校の義務制であった。同じ年齢層の中等学校へ進んだものは同じ期間教育を受けているのであるし、そこから途中で外へ出れば義務制の青年学校へ入らなければならないのであるから、中等教育の義務制と考えてもよさそうであるが、そうではなかった。中等教育を終ったものは、年齢にかかわらず青年学校教育を受けなくともよいのである。ここには勤労青少年教育というものに対する一つの考え方があらわれている。

つまり青年学校は中等教育ではないということである。しかしこの制度によってすべての青年が、一定年齢で教育を受けるという一つの習慣が出来上がった。特に農村においては、この習慣は昔からあった青年夜学の雰囲気とも結びあつて、新しい時代にも生きつづけるのである。これが青年学級となつて戦後新しく生まれて来る。

青年学校は軍部の力によつてつくられたものとして、戦後いち早くその姿を消すのである。軍事教育的な面を排除して、新しい勤労青少年教育機関として発展させる力は、日本の社会や教育界にはなかった。戦後に力を入れたのは、中学校の三年を義務制とすることである。いわゆる新制中学校の設置に総力

をあけて、非常な苦難をあるきつづけた。新制中学校の設置は単にそのみにとどまらず、六・三・三制による初等・中等・高等教育のいわゆる一階梯をとる学校制度の一貫として力がいれられたのであつて、すべての国民に教育機会を均等に与えるという理念をもつていた。また六・三・三制は歴史的、現実的には、後期中等教育の大衆化をはかるものであることはアメリカの例からみても予見されたことであつた。更に後期中等教育の段階における高等学校の中には定時制によるものが設けられ、夜間のみならず昼間パートタイムの学校も設けられ、勤労青少年教育を中等教育の制度の中に、はつきりとくみ入れたことは特に注目してよいことである。

これで一応理念的には、勤労青少年教育は後期中等教育の問題となり、しかもそれが一本化された学校制度の中において考えられることになったのである。これは六・三・三制のもたらした効果というべきであらう。

しかしこの場合も、現実がそういうように簡単にきりかわつたわけではない。現実的には、制度が出来たというのみであつて、現実の働く青少年は、そのより所を失つたという事態が生じたのである。青年学校が義務である間は、彼等の勉学の場所が設けられている

ということである。それにかわつて、定時制が生れて来ればよいのであるが、これはただ制度だけであつて、実質に、青年学校にかわる程、定時制が設けられたわけではない。つまり高等学校へ進学する仕方に二通りあり、全日制に通う者と、働きながら学校に行く者があるという制度である。全日制に通学する者もそう多くない戦争直後に、定時制に行こうとする者はもつと少ない。また学校もそう多くつくられなかった。こうして実質的に働く青少年には勉学の機会がなくなつたのである。

青年学校の義務制がしばらく続いたあとであるから、勤労青少年の教育がしつかり根をおろしていれば、こういう空白はすぐ問題になるのであるが、実際には青年学校が軍部のつくつた学校という印象で受けとられていたから、日本の社会の中に、すべての勤労青少年が何年かの教育を受けなければならぬという観念はなかった。特に近代産業の場である工場、事業場などは、戦時中青年学校を強制されたという印象をもつていたから、戦後は青年教育を全く放棄してしまつたのである。若し勤労青少年教育についての需要（？）が一般にあれば、あるいは定時制増設の要望となつてあらわれたかも知れなかつ

たが、むしろ一般には、厄介物を追放してさっぱりしたというのが実際ではなかったかと思われる。

こうして働く青少年の教育は、定時制というコースにしぼられて来た。そしてこのコースが、当然どうしても全日制高校の変形という形でしかつくりられていかなかったから、働く青少年の教育としては一定の限界がある。働く青少年の中でも一部の者しかこれに入學し得ないのである。

このような状態の所で、農村の青少年が働きながら夜学をするという伝統をもち続けたということは注目すべきことである。これが東北地方で発生した青年学級である。そうしてこれが戦後六三制下の勤労青少年教育として脚光をあびるに至ったのである。

(三)

戦後六三制が定時制の形で勤労青少年を対象にしたことは注目すべき施策であったが、しかし、この制度を充実するだけの力を日本の社会はもっていなかったのである。中等教育は一部の働く青少年に開放されたのみであって、それにとどまった。そして勤労青少年教育は、青年学級という形で社会教育としてとらえられた。中学校は義務教育で、

それを終了した者はもうそれで学校教育は終わったのである。それ以上これを学校教育の制度の中にくみ入れる必要は認められない。これは一応筋の通った考え方である。つまり高等学校以上、後期中等教育以後は義務教育でなく、望む者だけが受ければよいのである。こういう体制で戦後十五年間、学校制度は運営されている。だから勤労青少年教育は社会教育である、こうして青年学級は、社会教育の枠の中で育てられることになった。

農村の青年が働きながら学ぶという雰囲気をもちつづけて、青年学級をつくりあげたということは注目すべきことであると同時に、この青年学級が勤労青少年教育の本体としてとりあげられ、それによって働く青少年を把握しようとする制度に一定の限界を与えることになった。この形体が農村の教育形態であり、都市青年、とくに近代産業の中に働く青少年の教育形態としては不適當であることはその後の進展が説明している。その後青年学級は国庫補助を受けて一時は学級生百万をかぞえたこともあったが、結局はほとんどが農村の青年に対する教育であった。この教育形態の特色はほぼ十五才から二十五才迄という巾広い青年層を対象として、彼等の自主的な学習によってその育成をはか

るということである。この方式は戦後の民主的な社会への改造ということとも結びついているし、戦前の青年学校的教育に対する反発もあつてのことであろう。しかしこういう巾の広い青年層の自由な自主的な集団ということが農村的である。彼等の話し合い学習、共同学習などというものも、どちらかといえば、農村の中で成立するものである。

都市では地域として青年学級を開設することがそもそもむづかしい。都市の一定地域には様々な職業、生活環境の者がすみ、それらが自主的な仲間をつくって学習をするところがむづかしい。彼等は端的に自己の求める教養を積み、楽しみを求め、楽しみならば至る所に開かれている。教養を受けるならば職業に關係したことで、自己の将来に關係したことが端的に望まれる。このためには各種学校があり、成人講座もある。不特定対象を相手にしているが、内容はそれぞれ細分化されて、青年たちは自己の欲することをするのである。そういう形が全体として都市的なのである。農村の青年学級のように青年もほぼ一色、内容は包括的、未分化ですべて一定の形でおこなわれるのとは非常にちがっている。かくて青年学級は都市のものとはなり得なかった。

企業の経営者も一般にその企業内の青年を教育するという雰囲気はもっていない。特に戦後は全くの混乱の中で、そういうことが考えなかったといつてよい。一方労働組合が発展して、労働教育というより労働争議への宣伝などが強く青年に働きかけた。組合の文化活動なども、地味な文化活動として根をおろすまでには時間が必要である。一般には青年は放棄された中にあり、ごく一部の青年が意欲をもって或は定時制に、あるいは各種学校に、あるいは成人講座にと結びついたわけである。そうしてそれはそれなりに新学制の中に合理的に位置づいたわけである。

しかしもう一つ目に見えない所で都市の働く青少年の教育の場はのびつつあった。それは昭和二十二年からおこなわれている技能者養成である。戦前にもこの制度はあったが、日本の産業の中に働く技能者を養成する必要性は次第に高まりつつある。こういう全体的な雰囲気は土台にして、技能者養成規程がつくられた。これは後に、職業訓練法の中にまとめられ、失業対策としての職業補導をも含めて、技能者の養成、訓練が次第に整備されつつある。この労働省の管轄下におこなわれる産業訓練、技能訓練は、青年学級などとは対照的なもので、全くの組織的な、系統

的な方式で形式をととのえて、技能中心に訓練をするものである。

働く青年としても、産業の中で一生を送ろうとするものは、専門的技術を身につけることを要望するし、企業体としても将来の企業の繁栄を考えれば、当然必要となつて来るものである。これはきわめて合理的なある意味でドライな勤労青少年教育の体制である。この制度も戦後十五年の間に次第にその形をととのえて来ている。大企業は単独で、中小企業は共同でこの訓練を実施し、その外に国、地方団体の行なう公共職業訓練も次第にその数を増しつつある。

(四)

さてこのように勤労青少年教育の形がととのつて最近数年、あらためて勤労青少年教育の体制が問題となつて来ているというのはどういうことであるか。そこには様々な原因がある。そうしてそれらの原因の何れもが、これまでの勤労青少年教育を根本的に整理して、新しく構造転換を要求するときものばかりである。

その第一は、中等教育の変貌である。戦後発足した新しい学制は十五年たつて、直後の状態と全くかわつた位置づきを見せている。

それは新制中学三年の義務制の確立の上に、高等学校三年の後期中等教育が六〇%の青少年を収容して、今後十年間には更に七〇%をこえるに至るであろうと予想されることである。このことは、後期中等教育が大衆化してすべての者が後期中等教育を受けるといふ形に近づいて来たことを意味する。しかしこのことは、一体勤労青少年、働く青少年というものが十八才まではいなくなるということであろうか。つまりすべてが全日制高校に入つてそれから働くということになるのであろうか、あるいは働きながら後期中等教育を受けるといふことも依然として存在するのであろうか、更に現在大企業体でもつているすぐれた技能者養成所のごときものは、働きながら教育を受けていると解すべきなのか、形式はそうでも実体は後期中等教育を受けてから職場に入ることなのか、すべてが後期中等教育を受けることになれば、実に多種多様の青少年が学校に入つて来るが、それに対して現在のごとき高等学校だけでこれをカバーすることが考えられるか、勤労青少年教育が新しく考え直されねばならぬことは必然の運命となつたのである。

勤労青少年教育は、学校系統の外にある社会教育であることは許されなくなつて来つ

つある。十人の中七人が高校に入る、たとえば今の高校ではないかも知れないが、そういう事態になったとき、あとの三人は教育外におくなどということは許されない筈である。やはり全青年を中等教育にと考えねばならぬ。ここではじめて勤労青年教育は正しく位置づけられるかも知れない。しかしその教育の実態はどうなるのか。

このことと関連して、後期中等教育を終わったものの教育が、新しく問題になろう。青年学級においては十五才から二十五才という年齢段階を漠然ととらえようとしたが、結局は十八才以下の青少年はとらえられなかった。青年学級は青年の中の年齢の高い者の学習場所となったのである。今後はその傾向はますます増大する。後期中等教育がすべての者に開かれることになると、その後の教育はどうなるのか、そこでは高等教育との関連も考えなければならず、企業内などでは再訓練課程との関連もおこって来る。更には人事管理の面とも関連が生じる。総じて中の広い波紋をえがき出すことは間違いない。しかしそれらを通じてこれまでの学歴と待遇との不合理的な社会関係が是正されることになるかも知れない。またそうさせるべきである。社会が教育に要求している。

その一つは、近代産業における目ざましい技術革新であり、農村および農業の構造改革である。これらの社会的、経済的変貌は何れもこれからの勤労青少年をその推進の立役者として要求している。新しい原子力時代、技術革新の時代、オートメーションの時代は、新しい人間像を要求している。それはこれまでの概念の勤労青年でなく、レベルの高い勤労青年大衆を大量に必要とする。中等教育の改善も根本はそれにもとづいている。そこに再び教育と産業の結合を考え直さなければならぬ必要性が生れている。それはこれまでのような勤労青年教育体制では到底打開出されない課題である。新しい教育体制が要望される所以である。それにはまず勤労青年教育観の革命が必要なのではないか。